

内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
柳島水再生センター クレーン点検整備業務								
直接整備費	材 料 費	補 助 材 料 費		1	式			
	計							
	直 接 経 費	軽微な機械器具損料		1	式			
		テストウエイト損料		1	式			
		ラフテレーン クレーン貸料	4.9 t 吊 り	2	日			
	計							
	労 務 費	一 般 労 務 費	設 備 機 械 工		人			
		点 検 整 備 工 費	機械設備据付工		人			
	計							
計								
間接整備費	共 通 仮 設 費			1	式			
	計							
	現 場 管 理 費			1	式			
	計							

[illegible]

クレーン点検整備業務仕様書

第1章 総則

第1 適用

この仕様書は、公益財団法人神奈川県下水道公社柳島水再生センターにおけるクレーン点検整備業務に適用します。

第2 用語の定義

- 1 指示とは、発注者側の発議によって公社監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、本工事に関する方針、基準及び計画等を示し、実施させることをいいます。
- 2 承諾とは、受注者側の発議によって受注者が監督員に報告し、監督員が了解することを言います。
- 3 協議とは、監督員と受注者が対等な立場で討議し、結論を得ることをいいます。

第3 法令の遵守

受注者は、業務の実施に当たって、関係法令、基準及び規格等を守って、業務の円滑な進捗を図ってください。

第4 仕様書・図書等

- 1 仕様書及び添付図面等に不明な点等があった場合は、協議のうえ適切な処理をしてください。
- 2 本業務について、設計図書が本仕様書と一致しない場合も、前項に準じて処理してください。

第5 打ち合わせ

本業務における指示、承諾及び協議等伝達事項は、原則として書面（工事打合せ簿）により行います。

第6 作業計画書

受注者は、業務着手前に、業務を実施するために必要な次の事項を記載した作業計画書を作成し、監督員に提出することとします。

- （1）業務概要
- （2）点検内容
- （3）作業手順

- (4) 実施工程表
- (5) 組織図
- (6) 安全管理
- (7) 緊急時連絡体制表

第7 安全管理

- 1 受注者は業務の期間中、労働安全衛生法及び公害防止法等の法令、規則及び基準等を充分に守って、場内及び付近の住民に迷惑を及ぼさないよう適切な措置をとってください。
- 2 受注者は、現場における従業員の安全を第一とし、所属の作業員には安全帽及び安全靴の着用を、現場においては危険箇所の明示等安全に関する対策を充分に実施してください。また、作業員の監督、特に火気及び電気の使用については充分留意し、事故の発生を防止してください。
- 3 受注者は、日頃から作業員に対して、大津波警報等に備えた避難場所及び避難経路を周知し、防災意識向上に努めてください。

第8 他の工作物の保護

受注者は、業務の実施に当たって、周囲にある地上及び地下の既設構造物等を損傷、或いは障害とならないように監督員と協議の上、必要な防護措置を取ってください。

第9 機器および業務用材料の保管

受注者は、業務完了までの受注者の管理に属する機器及び業務用材料等の保管防護に関するすべての責任をもつものとします。

第10 周辺の整理

- 1 受注者は、本業務によって発生した塵埃、不用物等は随時場外に搬出し、業務場所及びその周辺は常に整理してください。
- 2 受注者は、業務完了時にはすべての障害物及び仮設物等を除去して、清掃を行ってください。

第11 事故の発生

受注者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は第三者に損傷を与えた事故が発生したときには、応急処置をとるとともに、速やかにその状況を監督員に報告してください。

第 12 有資格者

クレーンの運転操作及び玉掛け作業に当たっては、資格のある者が行うこととします。

第 13 報告書等

受注者は、業務完了後速やかに、点検整備報告書を保管に便利のように作成して 2 部提出してください。

また、点検業務に係わる作業過程を明瞭にするために、適時日付明示の写真を撮影し、その複製（カラー）を報告書とともに提出してください。

第 2 章 業務内容

第 1 概要

本業務は、柳島水再生センター内に設置されているクレーンについて、荷重試験を含む点検整備を行い、当該設備の安全を確保するものです。

第 2 点検整備対象クレーン

番号	設置場所	機種	製造会社	定格荷重	検査証 有効期限
1	低段ポンプ棟 (1F 屋外)	テルハ	(株)関ヶ原製作所	10t	令和 6 年 12 月 10 日
2	低段ポンプ棟 (B1F 電動機室)	ホイスト式 天井クレーン	(株)関ヶ原製作所	10t	令和 6 年 12 月 9 日
3	ブロワ棟 (1F ブロワ室)	ホイスト式 天井クレーン	石川島クレーン(株)	15t ※	令和 5 年 7 月 22 日
4	高段ポンプ棟 (1F 電気室)	クラブトロリ式 天井クレーン	(株)大倉製作所	7.5t	令和 5 年 7 月 24 日

※使用制限荷重 10t

第 3 作業内容

1 点検整備

クレーン等安全規則に基づき、天井クレーンの構造部分、機械部分、電気部分、ワイヤロープ、つり具、基礎の異常の有無についての点検及び荷重試験を行うものとします。

テストウエイトは点検整備対象クレーン設置場所にトラック等で直接搬入する

ことができないため、トラッククレーン等で搬入してください。

なお、ブロワ棟天井クレーンの荷重試験については、ブロワ棟内の設備配置の関係から定格での検査が困難となるため、テストウエイト 10t で行うものとします。

2 性能検査の立会い

発注者側で別に発注する性能検査の立会い及び必要な操作を行うものとします。

なお、荷重試験及び性能検査に必要なテストウエイトは、受注者側で準備するものとします。

第4 業務実施時期

本業務は、クレーンの性能検査までに実施することとし、詳細については、監督員と協議し決定するものとします。

性能検査については、7月に実施する予定です。

なお、性能検査対象機器は、ブロワ棟天井クレーン及び高段ポンプ棟天井クレーンです。

第5 協議事項

この仕様書に定める事項についての解釈及び業務実施に当たり生じた不明点については、監督員と協議して決定するものとします。

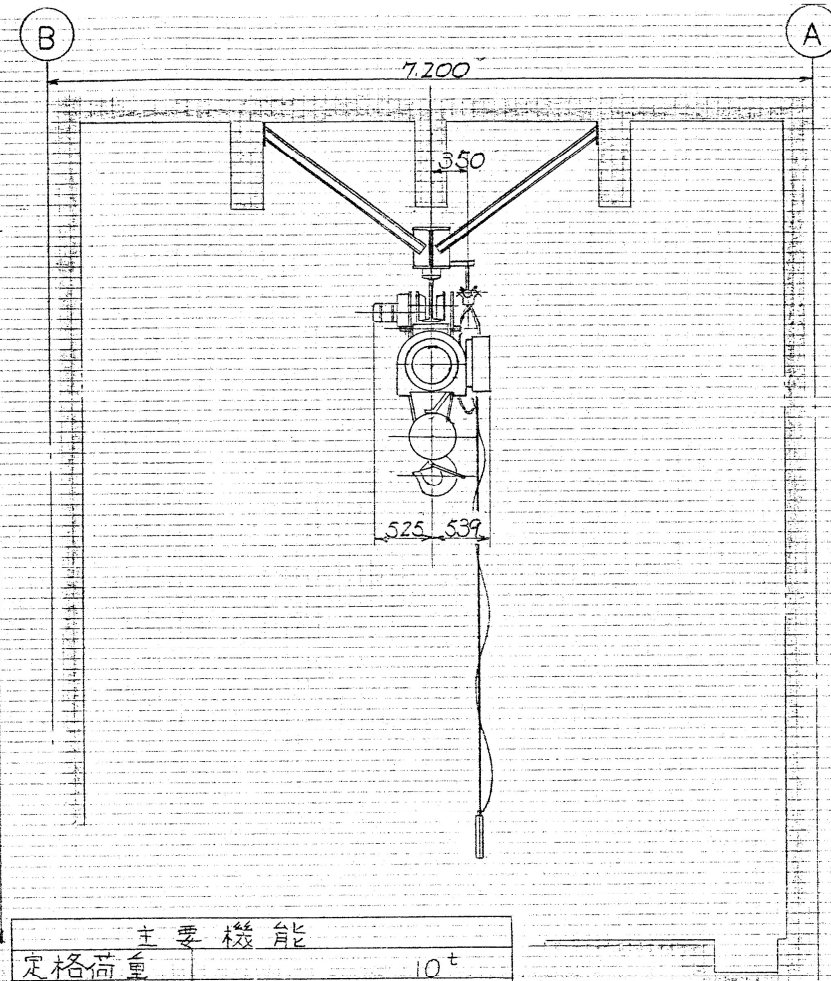
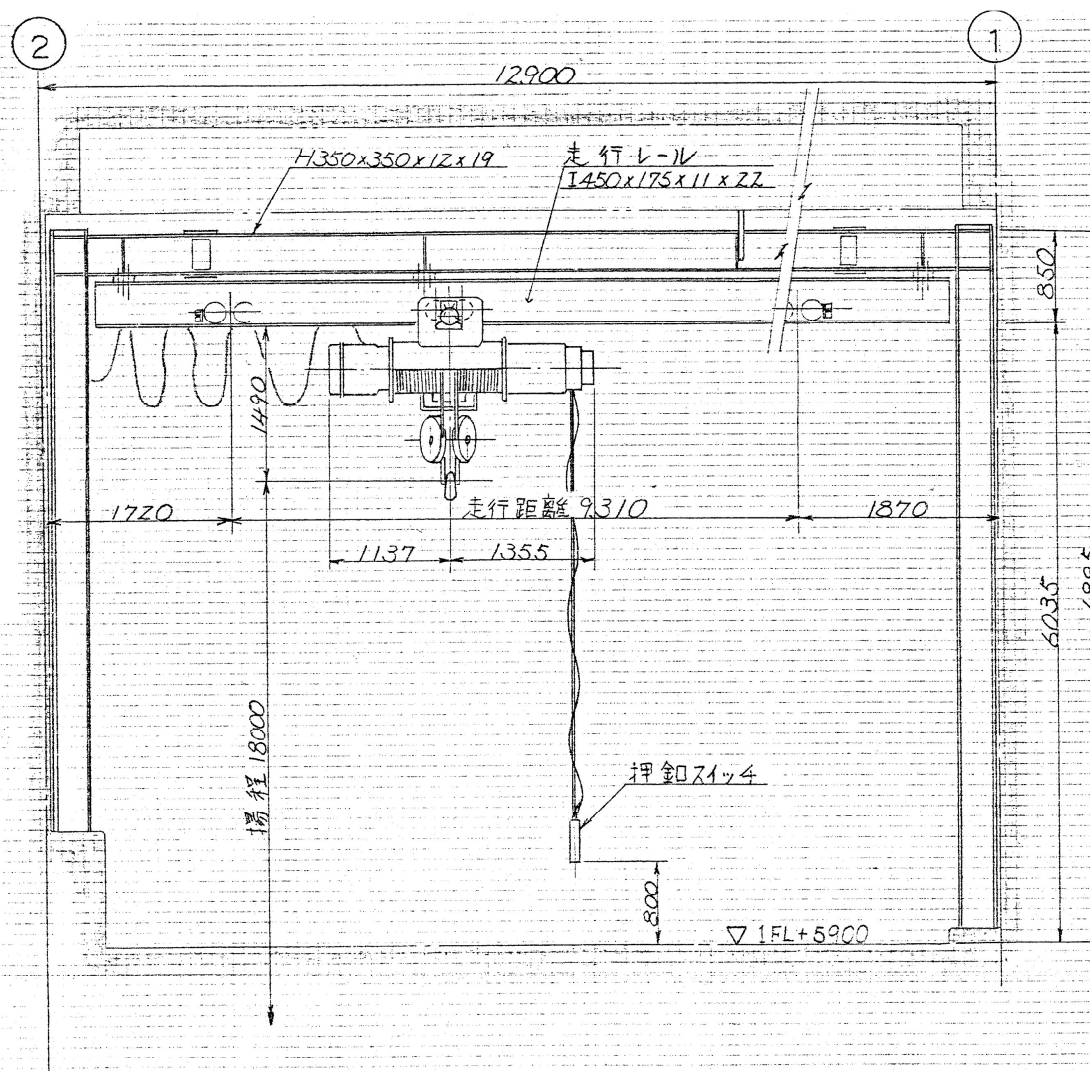
第6 その他

新型コロナウイルス感染症対策としては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（国土交通省）、「下水道管路管理業務における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）を参考としてください。

以 上

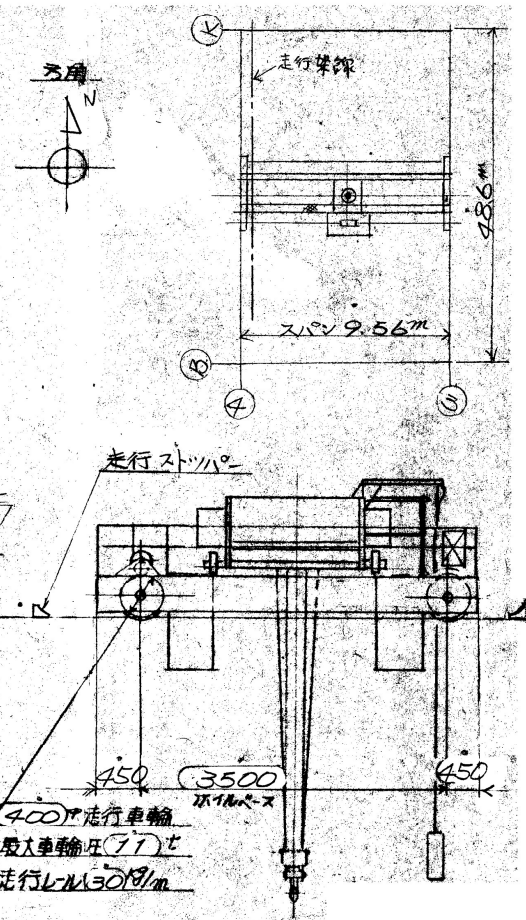
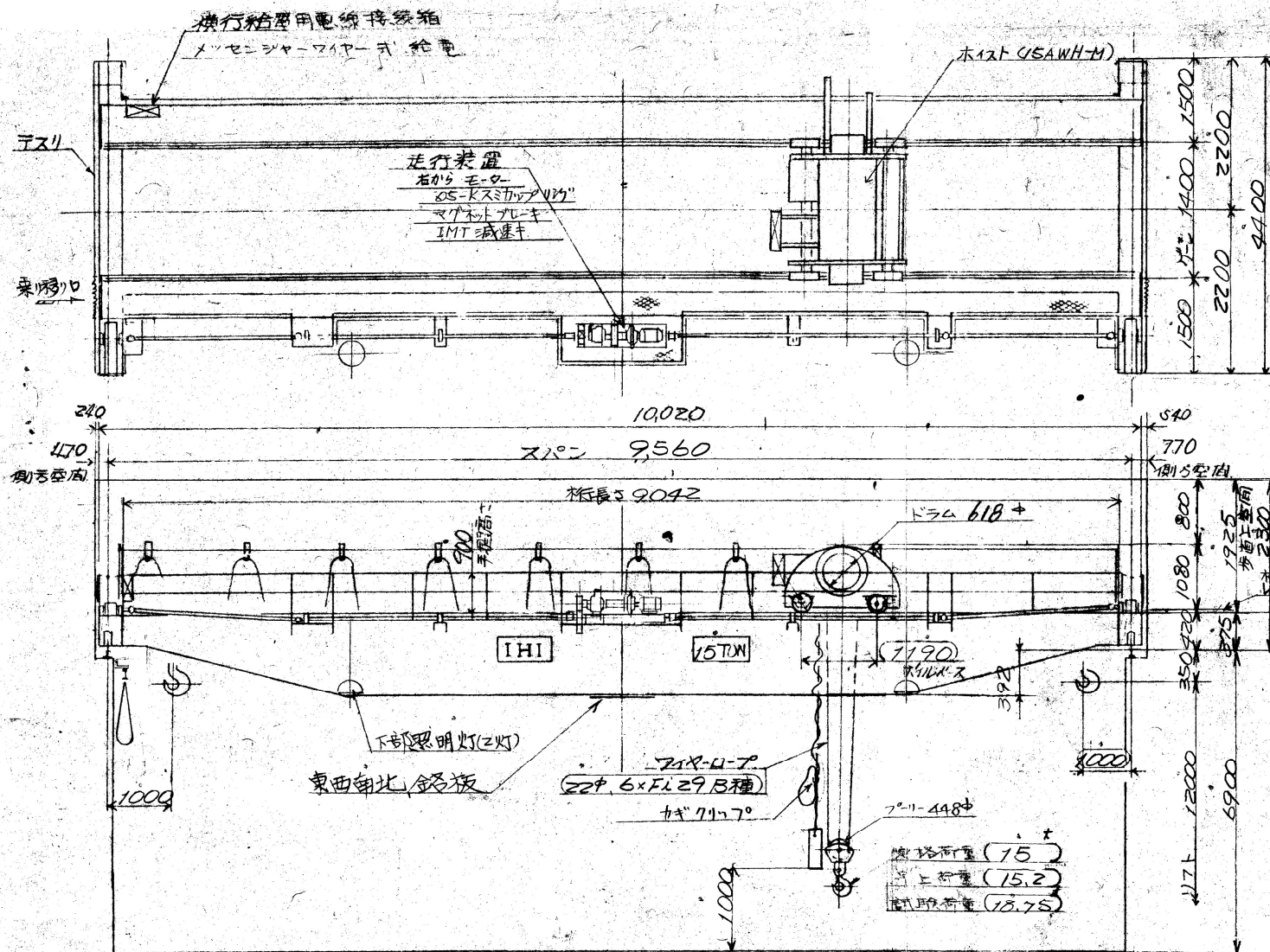


件 名	クレーン点検整備業務		
業務場所	低段ポンプ棟他		
図 面 名	柳島水再生センター平面図		
縮 尺	—	図面番号	1/5
公益財団法人 神奈川県下水道公社			



主要機能			
定格荷重		10 ^t	
試験荷重		12.5 ^t	
揚程		18 ^m	
	速度	電動機	ブレーキ
巻上	5 m/min	10 KW	電磁ブレーキ
走行	12 m/min	1.5 KW	電磁ブレーキ
ワイヤーロープ	4x F(30) 普通 Z311 φ16 x 4 本掛		
電源	AC 400 V 50 Hz 3 φ		

件名	クレーン点検整備業務		
業務場所	柳島水再生センター		
図面名	低段ポンプ棟テルハ全体組立図		
縮尺	—	図面番号	2/5
公益財団法人 神奈川県下水道公社			



機 行				
	登 上	機 行	走 行	
速度 m/min	(15)	(11)	(10)	
形式	車輪式	車輪式	IK-FBK	
定格	5.5kW	0.75kW	(1.5)kW	
制動方式	間 接	間 接	間 接	
IC-C (75P55) 電源 AC (400) V (50) Hz				

件 名	クレーン点検整備業務		
業務場所	柳島水再生センター		
図 面 名	プロワ棟天井クレーン全体組立図		
縮 尺	—	図面番号	4/5
公益財団法人 神奈川県下水道公社			

